

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十四条の五 知事は、法第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定をしたときは、同条第二項に規定するもののほか、指定納付受託者が歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間を告示するものとする。法第二百三十一条の二の七第二項の規定により指定を取り消した旨を告示するときも、同様とする。</p> <p>2 知事は、法第二百三十一条の二の第三項に規定する事項のほか、前項前段に規定する期間に変更があつたときは、当該事項を告示するものとする。</p> <p>(公金の徴収又は収納の委託) 第十五条 知事以外の収支等命令者は、知事の承認を得て、法第二百四十三条の二第一項の規定により指定し、及び当該指定するものに対し公金の徴収又は収納の事務の委託をすることができる。</p> <p>2 公金の徴収の事務の委託を受けた者は、翌月の五日までに、別記様式第十三号による徴収計算書を収支等命令者に送付しなければならない。ただし、収支等命令者が別に認めたときは、この様式によらないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、納入者から歳入金の納付を受けたときは、会計管理者の歳入金の領収の例又は電子収納による現金の収納の例により領収し、別記様式第十四号による現金払込書に、当該収入に係る領収済通知書を添えて、会計管理者、廃出納員、総務事務所出納員若しくは分任出納員（廃出納員からの廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は指定金融機</p>	<p>(指定納付受託者の指定) 第十四条の五 知事は、法第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定をしたときは、同条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事項を告示するものとする。法第二百三十一条の二の七第二項の規定により指定を取り消した旨を告示するときも、同様とする。</p> <p>一 指定納付受託者が委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容</p> <p>二 指定納付受託者が歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間</p> <p>2 知事は、法第二百三十一条の二の第三項に規定する事項のほか、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該事項を告示するものとする。</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託) 第十五条 知事以外の収支等命令者は、知事の承認を得て、令第五百八十八条第一項の規定による私人への徴収又は収納の事務の委託をすることができる。</p> <p>2 徴収の事務の委託を受けた者は、翌月の五日までに、別記様式第十三号による徴収計算書を収支等命令者に送付しなければならない。ただし、収支等命令者が別に認めたときは、この様式によらないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、納入者から歳入金の納付を受けたときは、会計管理者の歳入金の領収の例又は電子収納による現金の収納の例により領収し、別記様式第十四号による現金払込書に、当該収入に係る領収済通知書を添えて、会計管理者、廃出納員、総務事務所出納員若しくは分任出納員（廃出納員からの廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は指定金融機</p>

関若しくは収納代理金融機関（郵便貯金銀行を除く。）に払い込まなければならない。ただし、会計管理者が特に認めるときは、現金払込書を要しないものとともに、領収済通知書の添付に替えて、領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信により行うことができるものとする。

しくは収納代理金融機関（郵便貯金銀行を除く。）に払い込まなければならない。ただし、会計管理者が特に認めるときは、現金払込書を要しないものとともに、領収済通知書の添付に替えて、領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信により行うことができるものとする。

5 (公金の収納の委託)

5 (収納の委託)

第十五条の二 法第二百四十三条の二の五第一項の規定により公金の収納に関する事務を委託することができる歳入等として知事が定めるものは、次に掲げる歳入等とする。

- 一 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）に基づく督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- 二 分担金
- 三 負担金
- 四 不動産売払代金
- 五 過料
- 六 損害賠償金（第八号に掲げる遅延損害金を除く。）
- 七 不当利得による返還金
- 八 第二号、第三号及び第五号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第四号及び前二号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- 九 その他会計管理者が特に認めるもの

第十五条の二 収支等命令者は、令第五百五十八条の二第一項の規定により、次の各号に掲げる基準を満たしている者への収納の事務の委託をすることができる。ただし、知事以外の収支等命令者がこれを行う場合にあつては、知事の承認を得なければならない。

- 一 経営状況及び財務状況が良好であること。
- 二 国庫金若しくは普通地方公共団体の公金又は電気、ガス及び水道水その他これらに類するものに係る料金に関する事務処理の実績を有していること。
- 三 県の公金の収納事務に支障を来すことのない組織体制を有していること。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(前渡資金の精算)

(前渡資金の精算)

第三十三条 資金前渡を受けた職員は、常時の費用に係るものにあつては翌月の初日から起算して三開庁日以内に、随時の費用に係るものにあつては支払完了後（出張先において支払ったときは、帰庁した後）三開庁日以内に別記様式第三十号による資金前渡精算書を収支等命令者に提出しなければならない。ただし、出納員若しくは分任出納員又は所属長が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によつて支払うものにあつては、翌月の初日から起算して十開庁日以内に提出するものとする。

第三十三条 資金前渡を受けた職員は、常時の費用に係るものにあつては翌月の初日から起算して三開庁日以内に、随時の費用に係るものにあつては支払完了後（出張先において支払ったときは、帰庁した後）三開庁日以内に別記様式第三十号による資金前渡精算書を収支等命令者に提出しなければならない。ただし、出納員又は分任出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によつて支払うものにあつては、翌月の初日から起算して十開庁日以内に提出するものとする。

2-4 (略)

2-4 (略)

(支出事務の委託)

(支出事務の委託)

第三十八条 知事以外の収支等命令者は、知事の承認を得て、法第二百四十三条の二第一項の規定により指定し、及び当該指定するものに対し公金の支出の事務の委託をすることができる。

第三十八条 知事以外の収支等命令者は、知事の承認を得て、令第六十五条の三第一項の規定による私人への支出の事務の委託をすることができる。

2 (略)

2 (略)

(戻入)

(戻入)

第三十九条 収支等命令者は、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、別記様式第三十二号による戻入調書を会計管理者又は解出納員等に交付して、戻入すべきことを通知しなければならない。

2・3 (略)

(現金の整理区分)
第四十二条 (略)
2 (略)
一 一十二 (略)
十三 森林環境税
十四 (略)

(徴収事務委託者等の備付帳簿)
第八十五条 公金の徴収の事務の委託を受けた者は、第八十条第一号に掲げる帳簿を備えなければならぬ。ただし、会計管理者が特に認めるときは、同号に規定する様式によらないことができる。

2 公金の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた者又は支出の事務の委託を受けた者は、第八十一条第七号に掲げる帳簿を備えなければならぬ。ただし、会計管理者が特に認めるときは、同号に規定する様式によらないことができる。

別表第一 (第一条関係)

廨の名称	(略)
広島県立黒瀬高等学校	(略)
広島県立高陽東高等学校	(略)

別表第三 (第二十一条の二関係)

徴収金	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第五項の規定により地方税の滞納処分例により処分することができる費用	機関	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第三十九条 収支等命令者は、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、別記様式第三十二号による戻入調書を会計管理者又は解出納員等に交付して、戻入すべきことを通知しなければならない。

2・3 (略)

(現金の整理区分)
第四十二条 (略)
2 (略)
一 一十二 (略)
十三 (略)

(徴収事務委託者等の備付帳簿)
第八十五条 歳入の徴収の事務の委託を受けた者は、第八十条第一号に掲げる帳簿を備えなければならぬ。ただし、会計管理者が特に認めるときは、同号に規定する様式によらないことができる。

2 歳入の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた者又は支出の事務の委託を受けた者は、第八十一条第七号に掲げる帳簿を備えなければならぬ。ただし、会計管理者が特に認めるときは、同号に規定する様式によらないことができる。

別表第一 (第二条関係)

廨の名称	(略)
広島県立黒瀬高等学校	(略)
広島県立安芸高等学校	(略)
広島県立高陽東高等学校	(略)
広島県立呉昭和高等学校	(略)

別表第三 (第二十一条の二関係)

徴収金	一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第六項の規定により地方税の滞納処分例により処分することができる費用	機関	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第6号（第11条関係）

その1—その6（略）

その7

(略)	広島県納入通知書（領収証書） (略)
-----	-----------------------

備考 1-5（略）

6 公金の収納に関する事務の委託を受けた者に収納させるため、バーコードその他収納に必要な事項を追加することができる。

改正前

様式第6号（第11条関係）

その1—その6（略）

その7

(略)	広島県納入通知書（領収証書） (略)
-----	-----------------------

備考 1-5（略）

6 第15条の2第1項各号に掲げる基準を満たしている者に収納させるため、バーコードその他収納に必要な事項を追加することができる。

様式第 25 号 (第 24 条関係)

その 1

(略)		
広島県隔地払送金通知書		
(略)	(略)	(略)
_____		(略)
_____		(略)
(注) お受け取りになるときは、 <u>領収証書欄に記入</u> してください。		(略)
領 収 証 書		
上記の金額を領収しました。 _____ 年 月 日		
(略)	(受取人住所氏名)	(略)
※受領代理人を指定する場合は、下の欄に <u>記入</u> してください。		
(受領代理人住所氏名)		
私は、 _____ を		(略)
受領代理人とし、上記の金額の受領権限を委任します。	_____ 年 月 日	
(委任者住所氏名)		
(略)		
備考	(略)	

その 2 (略)

様式第 25 号 (第 24 条関係)

その 1

(略)		
広島県隔地払送金通知書		
(略)	(略)	(略)
_____		(略)
_____		(略)
(注) お受け取りになるときは、 <u>領収書欄に記名押印(スタンプ式印鑑は不可)</u> してください。		(略)
領 収 証 書		
上記の金額を領収しました。 _____ 年 月 日		
(略)	(受取人住所氏名)	印
※受領代理人を指定する場合は、下の欄に <u>記入し押印</u> してください。		
(受領代理人住所氏名)		
私は、 _____ を		(略)
受領代理人とし、上記の金額の受領権限を委任します。	_____ 年 月 日	
(委任者住所氏名)		印
(略)		
備考	(略)	

その 2 (略)

別記様式第二十九号を次のように改める。

様式第29号 (第31条関係)

(本支店勘定出金伝票)										
広島県現金払渡証明書										
年度区分 年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">資金交付年月日</th> <th style="width: 10%;">案内番号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	区分	資金交付年月日	案内番号	1	年 月 日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額</td> <td style="width: 45%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">隔地払送金通知書亡失（損傷・未着）に係る上記の金額を左記の者に支払ってください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(指定金融機関) 様</p> <p style="text-align: center;">(会計管理者) 印</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 出 納 印 </div>	金額	
区分	資金交付年月日	案内番号								
1	年 月 日									
金額										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> (債権者住所氏名) 〒 </td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">様</td> <td></td> </tr> </table>			(債権者住所氏名) 〒		様					
(債権者住所氏名) 〒										
様										
<p>(注) お受け取りになるときは、領収証書欄に記名してください。 また、注意事項をよくお読みください。</p>										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">検 印</td> <td style="width: 33%;">照 合 印</td> <td style="width: 33%;">受 付 印</td> </tr> </table>	検 印	照 合 印	受 付 印					
検 印	照 合 印	受 付 印								
領 収 証 書										
<p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 収 入 印 紙 </td> <td style="width: 90%; padding: 5px;"> (受取人住所氏名) </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※受領代理人を指定する場合は、下の欄に記入してください。 (受領代理人住所氏名)</p> <p>私は、</p> <p style="text-align: right;">を</p> <p>受領代理人とし、上記の金額の受領権限を委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(委任者住所氏名)</p>		収 入 印 紙	(受取人住所氏名)	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資金交付日から1年を過ぎたときは、この証明書ではお支払はできませんので、発行者に届け出てください。 2 この証明書を亡失又は損傷したときは、発行者に届け出てください。 3 印紙税法の規定により印紙税を納付すべき場合は、所定の収入印紙を貼り、消印してください。 						
収 入 印 紙	(受取人住所氏名)									
<p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B列5とする。</p> <p>2 金額は、訂正することができない。</p> <p>3 不用の文字は、消すこと。</p>										

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県会計規則（以下「新規則」という。）第十四条の五の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者について適用し、施行日前に同項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

3 知事以外の収支等命令者は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日においてこの規則による改正前の広島県会計規則（以下「旧規則」という。）第十五条第一項の規定により現に歳入の徴収若しくは収納に関する事務又は旧規則第三十八条第一項の規定により支出に関する事務（以下この項及び次項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新規則第十五条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定を受けた者を除く。次項において同じ。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

4 施行日の前日において従前の公金事務を行わせている者に対する新規則の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 施行日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項、第百五十八条の二第一項又は第百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後の地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に対する新規則の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。